

教職員の生徒指導に係る共通ルールについて

菊川市立加茂小学校

1 児童との携帯電話での連絡及びメール・SNS等私的ツールの使用について

【前提】

- 児童と電話番号やメール、SNS等のアカウント等の連絡先の交換は禁止。
- 教職員と児童との間で携帯電話やメール、SNS等私的ツールの使用は禁止。
- ※児童：本校の児童（卒業生も含む）。

(1) 平日における電話連絡について

- ア 児童へ連絡を行う場合は、保護者の携帯電話又は固定電話に連絡を行う。連絡が取れない場合、保護者が指定した緊急連絡先の電話に連絡する。
- イ 児童からの連絡は、保護者から学校の電話に連絡するよう指導する。
- ウ 児童から教職員に緊急の連絡を必要とする場合は、学校の電話に連絡すること。

(2) 休日等に教職員と児童との間で連絡を行う場合について

- ア 教職員と児童との間で連絡を行う必要がある場合は、学校の指定ツール（GoogleClassroomなど）を使用すること。
- イ 教職員と児童の間での携帯電話・メール・SNS等の私的ツールを使用したやりとりは、いかなる場合も一切行わない。

2 児童生徒との面談や相談等の実施方法について

- (1) 児童との面談や相談等は、電話（携帯電話を含む）やメール・SNS等、私的ツールを使用して行わない。
- (2) 原則として校内又は保護者在宅時の児童宅で実施する。
- (3) 実施する場合は、教職員個人で対応せず組織的に対応し、教職員間で情報を共有し透明性を高める。

特に、突発的な個人面談や相談等については、教職員間の報告・連絡・相談を密にし、教職員個人で対応しないようにする。

- (4) やむを得ず、1対1で実施する場合は、密室とならないよう、実施する部屋の窓や扉を開けるなど疑義を受けない等の配慮をするとともに、管理職又は他の教職員にあらかじめ伝えておく。

3 教職員の自家用車への児童の乗車について

原則として、自家用車には児童を乗車させない。ただし、児童の安全・人命等に影響を及ぼす等、緊急の場合を除く。

4 教育活動における撮影機器の使用について

原則として、学校所有の撮影機器を使用し、個人所有の撮影機器は使用しない。

ただし、学校広報活動や教育活動等に支障が出る場合において、管理職の許可を得た場合は個人所有の撮影機器（デジタルカメラ、ビデオカメラ、タブレット等）を使用することができる。

その場合は、腕章やネームプレート等で許可されたことを明示し、撮影した写真や動画は直ちに学校のサーバー等に保存し、必ず撮影者以外の教職員の確認のもと、個人所有の機器からデータを削除すること。

撮影データをクラウドサービス（Google ドライブ等）に保存する場合は、管理職が指定した共有ドライブに保存する等、静岡県教育情報セキュリティ対策基準を遵守する。なお、個人のクラウドサービスに保存しないこと。

使用機器に関わらず、児童を撮影する場合は、児童、保護者に対して撮影の意図を明確に示すこと。

5 その他

上記1～4の共通ルールでは対応できないような状況が発生した場合は、管理職の許可を得て対応する。